

### 3. 1 1 メモリアルネットワーク 理事推薦投票規程

(目的)

第1条 この規程は、3. 1 1 メモリアルネットワークが規約で定める理事の推薦投票について、必要な事項を定めることを目的とする。

(投票の管理・事務)

第2条 投票及び開票の管理並びに理事推薦投票に関する事務は、事務局が担当する。

(投票権)

第3条 理事は、投票者1名につき3名を推薦する投票形式により、概ね10名を選出する。

(投票者)

第4条 理事の推薦投票を行うのは、本会の会員のうち投票権を有する者とする。

(候補者の条件)

第5条 候補者は、被投票権を有する会員の中から、東日本大震災の伝承活動を支える中間組織の運営を担う資質と熱意が認められる者とする。

(投票)

第6条 投票者は、自ら、投票用紙に異なる候補者氏名を3名まで記載して、これを投票箱に入れる。

2 投票は無記名とする。

3 投票の開始前は、当会の趣旨を再確認するために黙祷し、投票箱が空であることを確認する。

4 投票の終了後は、何人も、投票することができない。

(期日前投票)

第7条 投票日当日に参加できない会員は、事務局に対し期日前投票用紙の発行を申し出、郵送によって投票することができる。

2 事務局は所定の期日までに到着した投票用紙を金庫に保管し、当日に投票された分と合わせて開票を行う。

3 次の投票用紙は無効とする。

(1) 発行された投票用紙を用いないもの

(2) 定められた期日までに到着しなかったもの

(開票)

第8条 開票は、投票終了後速やかに投票者の面前で、事務局が投票箱を開き、候補者ごとに得票数を計算するものとする。

2 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
  - (2) 記載すべき候補者の数を超えて記載したもの
  - (3) 記載された氏名から個人が特定できないもの
- 3 投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、事務局内で協議し決定する。

(同一団体規制)

第9条 3. 11メモリアルネットワークは団体を超えた連携を目指す組織であることに鑑み、同一の団体からは1名のみが理事に就任できることとする。

(県別の定数)

第10条 3. 11メモリアルネットワークは地域を超えた連携を目指す組織であることに鑑み、東日本大震災で最も甚大な被害を受けた岩手県・宮城県・福島県に住所を登録する理事が各県2名以上となるようにする。

(投票結果の判定)

- 第11条 前条で定める3県に住所を登録する者から、得票数上位者を各県2名(計6名)選出する。その後、地域の別なく、得票数上位者から順に4名を選出する。
- 2 同一団体に所属する候補者が2名以上選出された場合は、第9条の規程に従い、得票数の多い者1名を選出する。
  - 3 得票数が同数で定員数を超えた候補者は、得票数が上位の候補者と合わせて12名以内に収まる場合は、その全員を理事とする。13名以上となった場合は、同票得票者同士の互選によって、得票数が上位の候補者と合わせて12名以内で理事を決定する。
  - 4 同一団体、同一県で得票が同数で定員数を超える場合は、候補者の互選とする。

(開票結果の報告)

第12条 事務局は、投票後速やかに投票の結果を全会員に対し報告する。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、役員会において行う。

(その他)

第14条 本規程に定めのない事項については、会員の協議を経て決定する。

附則 本規程は、平成29年11月17日より施行する。

附則2 本改定規程は、平成30年6月18日より施行する。

附則3 本改定規程は、平成30年11月26日より施行する。